鹿児島工業高等専門学校オフィス・アワー実施要項

（目的）

第１条　この要項は、鹿児島工業高校専門学校教員（非常勤講師を除く。）が、学生の授業内容、修業及び進路に関することをはじめ、学生生活全般に関する相談に応じるために待機する特定の時間帯（以下「オフィス・アワー」という。）の実施について、必要な事項を定めるものとする。

（実施方法）

第２条　オフィス・アワーの実施方法は、次に掲げるとおりとする。

(1)　毎週、一定曜日において時間帯を設ける。ただし、休業期間中は除く。

(2)　学生からの事前連絡を要件とすることなく相談に応じる。

（周知方法）

第３条　オフィス・アワーの周知は、掲示等を利用して行う。

附　則

この要項は、令和８年５月 12 日から施行し、令和８年４月１日から適用する。